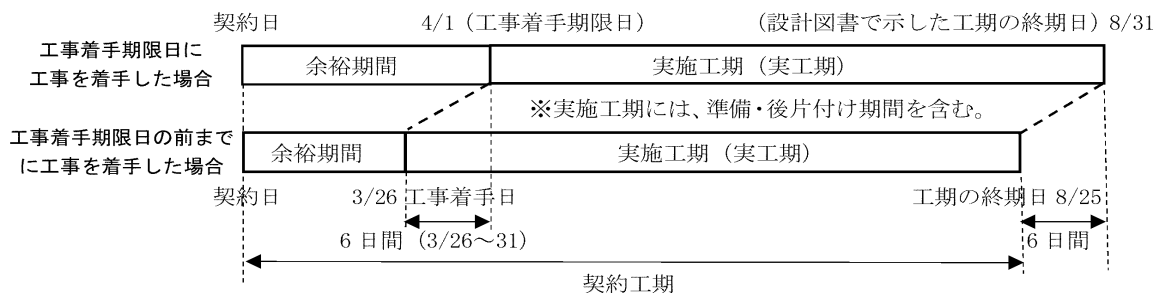


余裕期間制度の試行に関する特記仕様書（任意着手方式）

- 1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる余裕期間を設定した試行対象工事である。
- 2 受注者は、契約日から工事着手期限日（（令和〇年〇月〇日））までの期間で、任意の日を工事開始日（以下、「工事着手日」という。）とすることができるものとする。
 また、工事着手期限日の前に工事着手日を定めた場合、工期の終期日（工事完成期限）は、受注者が決定した工事着手日から工事着手期限日の前日までの日数分を、発注者が設計図書で示した工期の終期日から差し引いて決定するものとする。
 なお、工事着手日は、土曜日、日曜日、祝日等を除いて定めるものとし、工期の終期日が土曜日、日曜日、祝日等に当たる場合は、工期の終期日を直後の平日とする。

例) 工事着手日を 3/26 とした場合（実施工期は 3/26～8/25）



- 3 受注者は、契約締結までに工事着手日及び工期の終期日を定め、「工事着手日通知書」により発注者に通知しなければならない。

(工事着手日通知書様式)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/index.html>

- 4 契約日から工事着手日の前日までの期間（余裕期間）は、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。
 - (2) 労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備等を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手してはならない。
 - (3) 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
 - (4) 余裕期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 5 工事実績情報サービス（CORINS）に登録する「技術者情報の従事期間」については、発注者に通知した工事着手日から工期の終期日（実施工期）とする。
 （余裕期間を含まない）

- 6 契約保証の期間については、契約日から工期の終期日（契約工期）を対象とする。
（余裕期間を含む）
- 7 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。
- 8 施工計画書は、工事着手期限日（工事着手期限日の前に工事着手日を定めた場合は、工事着手日）以降 30 日以内に、監督員に提出するものとする。

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

工事着手日(変更)通知書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿
(所長)

住所〔法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名〕

次のとおり、工事着手日(変更)を定めましたので通知します。

契約工事名	
工事場所	
工事着手期限	令和 年 月 日
工事着手日	令和 年 月 日
実施工期	工事着手日から 令和 年 月 日
備考	

上記の記載事項について、設計工期と同じである旨確認しました。

令和 年 月 日

●●事務所 設計担当者 ●● ●●